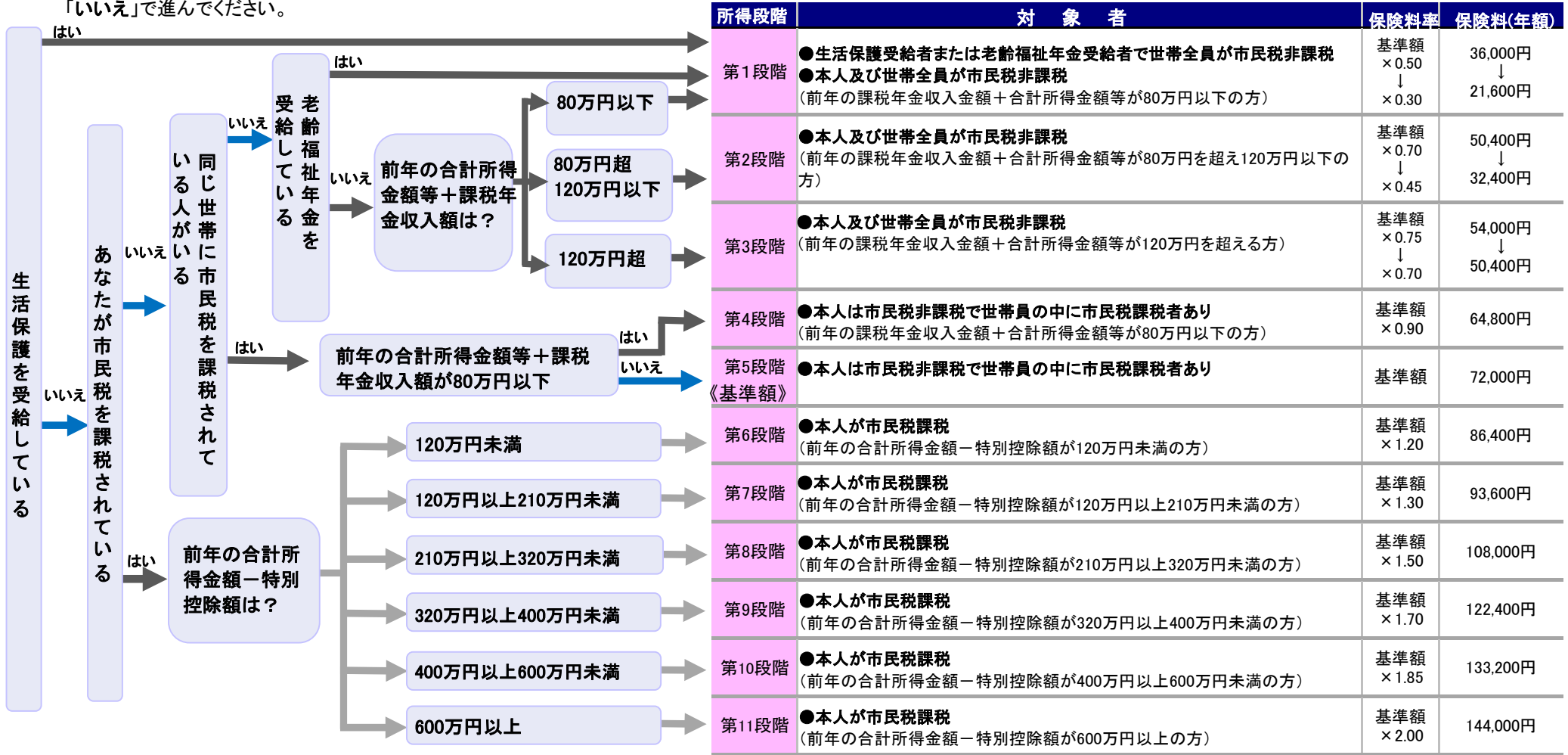


令和5年度65歳以上の人の保険料です。矢印に沿って、「はい」「いいえ」で進んでください。



- ・老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- ・合計所得金額等とは、「合計所得金額-特別控除額-年金所得額」のことです。合計所得金額等に給与所得が含まれる場合、10万円控除されます。所得金額調整控除がある場合は、その控除額を加えた額から10万円が控除されます。
- ・合計所得金額とは、「収入金額-必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)」のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得又は年金所得が含まれる場合、10万円控除されます。
- ・特別控除額とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のことです。